

伊万里市手数料条例及び伊万里市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との
調和に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 13 号

伊万里市手数料条例及び伊万里市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

(伊万里市手数料条例の一部改正)

第 1 条 伊万里市手数料条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の手数料の部 18 の項中「23 の項」を「21 の項」に改め、同部 21 の項中「19 の項」を「17 の項」に改め、同部 22 の項中「19 の項又は 20 の項」を「17 の項又は 18 の項」に改め、同部 30 の項及び 31 の項中「第 31 条の 2 第 2 項第 13 号ニ若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 13 号ニ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ」に改める。

(伊万里市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊万里市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和元年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 2 条第 4 項第 1 号」を「第 2 条第 3 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。